

令和 8 年度第 3 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

令和 8 年 8 月 20 日（木）午前 9 時 53 分～午後 0 時 05 分

2 場所

市役所本庁 本庁舎 2 階 特別会議室 I

3 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者 ：新川 達郎、鶴坂 貴恵
- ・寝屋川市議会議員：川口 肇人、村上 順一
- ・公募による市民 ：北野 義正
- ・寝屋川市職員 ：吉田 紀章、三宅 章介

7 人

（事務局）

國村次長、泉野係長、宮原、川瀬

4 傍聴の可否

可（傍聴者 1 人）

5 次第

- (1) 第 1 回、第 2 回委員会における検証内容
- (2) 条文の検証（第 16 条から）
- (3) その他

6 会議要旨

- (1) 第 1 回、第 2 回委員会における検証内容

事務局から「【資料 1】第 1 回、第 2 回みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容」の説明を行い、結論が「引き続き検証する」となった条文について検証を行った。

ア 第 4 条第 1 項（市民相互の協働）

委員の主な意見等

- ・ 第 2 条で「協働」について「市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い」と定義されており、第 4 条第 1 項の「相互に尊重し合いながら」は第 2 条と重複するため削除して

はどうか。

- ・ 市民検討委員会においても、市民相互の関係性の重要性について言及されており、「相互」という文言は特に重要なのではないか。
- ・ 「相互」について、法改正など明確な理由をもってこの文言を削除することを説明できるか。

＜確認した事項＞

現行のままとする。

イ 第5条第2項（市民と行政の協働）

委員の主な意見等

- ・ 「交流の場」の後に「等」があるほうが良いのではないか。
- ・ 第5条で用いられている「交流の場」は行政が設定する「場」を想定しており、市民相互の関係に見られるような自然発生的な場を想定しているものではないのではないか。

＜確認した事項＞

現行のままとする。

ウ 第7条第3項（透明性の確保等）

委員の主な意見等

- ・ 「わかりやすく説明しなければならない。」について、逐条解説にもあるとおり、説明を行う相手方は市民であることから「市民にわかりやすく説明しなければならない。」としてはどうか。
- ・ 現実的に、個別具体的に市民（市内の学校に通っている人、市内の事業所に勤務している人等）に対して政策等を説明することは実現困難であり、実現できないことを条例に規定することはできないのではないか。
- ・ 条文を「市民にわかりやすく説明しなければならない。」としないのであれば、条文と逐条解説の整合を図るために、逐条解説の「市民に」を削除すべきではないか。

＜確認した事項＞

条文については現行のままとし、逐条解説の内容については引き続き検証を行う。

(2) 条文の検証（第 16 条から）

ア 第 16 条（市長の役割及び責務）

市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

委員の主な意見等

- ・ 第 15 条において、「市議会議員は、市民の代表として（略）」とされており、同じく選挙で選ばれている市長について、第 16 条第 1 項において、市の代表であることを追記してはどうか。
- ・ 「市の代表として」と追記した場合、第 2 項との関係で、市の代表として他の執行機関を指揮命令するものと受け取られる可能性があり、その結果、独立性を有する他の執行機関との関係性が問題となるおそれがあるのではないか。
- ・ 既に地方自治法第 147 条において「普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定されていることから、現行のとおりで良いのではないか。

＜確認した事項＞

「市の代表として」を追記するかについては引き続き検証を行う。

イ 第 17 条（行政の役割及び責務）

行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説を読まなくても分かるように第1項に「適材適所の配置等」を追記して「(略) 適材適所の配置等効率的に施策を推進するものとする。」にしてはどうか。また第3項に「組織的な」を追記し、「(略) 組織的な人材の育成に取り組むものとする。」にしてはどうか。
- ・ 行政の役割及び責務については、職員配置等を包含して記載しているため、一部の組織のことである職員配置について追記する必要はないのではないか。
- ・ 本条例は理念条例であり簡潔に表現するという観点から、追記する必要はないのではないか。
- ・ 条文と逐条解説を合わせて確認することが大切である。
- ・ 行政の役割を最初に持ってくるという観点から、現条文の第2項と第1項を入れ替えたほうが良いのではないか。
- ・ 市民検討委員会でも議論されたとおり、行政の縦割りを廃し、創造的な仕事を進めてほしいという市民の思いがあるため、より市民の思いが強い内容を第1項としているため、現在の順序を変更する必要はないのではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 「適材適所の配置等」及び「組織的な」の文言の追記については現行のままとする。
- ・ 条項の順序については、引き続き検証を行う。

ウ 第18条（職員の役割及び責務）

職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

委員の主な意見等

- ・ AI技術の進展速度が早いことを踏まえ、自己研鑽の前に「社会情

勢の変化に応じた」を追加してはどうか。

- ・ 本条は職員の知識の習得等について規定しているが、A I 技術の進展に伴う自己研鑽は職員だけが責務を負うものではないのではないか。
- ・ 本条文にのみ「社会情勢の変化に応じた」を追加することは他の条文と比較して整合性が取れないのではないか。
- ・ 「社会情勢の変化に応じた」を追加することで、憲法や法令など既存のものに対する研鑽は不要であるとの誤解が生じ、新しい物事だけを研鑽の対象と誤認識される可能性があるのではないか。

＜確認した事項＞

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載を充実する。

エ 第 19 条（市政運営）

行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

- 2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説の第 2 項について、個別計画「策定」の文言が重複しているので、「なお、個別計画については、総合計画の分野別の実行計画として予算審議を行い策定していきます。」に変更してはどうか。

＜確認した事項＞

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載を整理する。

オ 第 20 条（財政運営）

行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

- 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説の第1項について、「(略) 貴重な市民の税金を財源として
いることを認識することが必要です。」とあるが、これは基本原則では
なく基本理念ではないか。

<確認した事項>

条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記載について検証を行
う。

カ 第21条（行政評価）

行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成
果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説に掲載されているイメージ図に PDCI サイクルによるマネ
ジメントとあるが INNOVATION（改善・改革）は本条文の解説としてど
こを読み取るべきか分かりづらいのではないか。
- ・ INNOVATION（改善・改革）については、第21条に「行政は、市民
サービスの向上を図るため（略）」とあり、この部分で読み取れるので
はないか。

<確認した事項>

現行のままとする。

キ 第22条（行政手続）

行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明
性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

意見、質問等なし

ク 第23条（法令遵守）

行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならな
い。

意見、質問等なし

ケ 第 24 条（国、他の自治体等との連携）

行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 「共通する課題」は「広域にまたがる課題」とすることもできるのではないか。
- ・ 課題には面的に広域にまたがる課題もあれば、制度的な課題もあり、それらを踏まえると現条文のままで良いのではないか。
- ・ 広域行政という表現は分かりやすいかもしれないが、その言葉に留まらない制度的な課題もあるのではないか。

<確認した事項>

現行のままとする。

(3) その他

<確認した事項>

今回は 10 月 2 日（金）午前 10 時から、議会棟 5 階 第二委員会室で開催する。